

**○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件**

**(令和3年3月18日財務省告示第71号)**

**(令和3年4月1日適用)**

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和二年十二月財務省告示第三百八号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月十八日

財務大臣 麻生 太郎

三十四中「一キューバ・ペソにつき本邦通貨一〇七円」を「一〇〇キューバ・ペソにつき本邦通貨四一五円」に改める。